

## 長野県アイスホッケー連盟 通報窓口に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、長野県アイスホッケー連盟(以下「本連盟」という)が本連盟懲戒規程第9条に基づき設置する通報窓口に関することを定める。

### (対象者)

第2条 この規程は、本連盟懲戒規程第2条に規定する者(会員の親権者を含む。以下「役職員・会員等」という)に対して適用する。

### (通報等)

第3条 役職員・会員等の不正行為として別表に掲げる事項(以下「申告事項」という)が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員・会員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という)をすることができる。

- 2 前項の申告事項を提供した者(以下「通報者」という)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した役職員・会員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員・会員等も同様とする。
- 3 役職員・会員等は、この規程に基づき通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

### (通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、役職員・会員等は、次の通報窓口に対して、書簡、電子メール又は直接面談する方法等により通報等をするすることができる。通報窓口の住所、電子メールのアドレス等は、別途役職員・会員等に通知するものとする。

### (通報等の窓口での対応)

第5条 通報窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。

- 2 通報窓口で受け付けできない事項は次のとおりとする。
  - (1)本連盟の事業に関連しない事項
  - (2)国・地方公共団体、学校等教育機関、企業その他本連盟以外の組織・団体の事項
  - (3)係争中の事項
  - (4)一般的な意見照会事項
  - (5)個人に関する根拠のない誹謗中傷事項
  - (6)試合におけるペナルティに関する事項
  - (7)その他、この規程に該当しない事項

- 3 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。
- 4 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

#### (通報等に基づく調査)

- 第6条 通報等を受けた通報窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から 20 日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。
- 2 本連盟倫理委員会で処理することが困難な案件については、日本アイスホッケー連盟の当該窓口調査を依頼することができる。
  - 3 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
  - 4 役職員・会員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

#### (公正公平な調査)

- 第7条 通報等を受けた通報窓口は、通報等の対象となった申告事項の事実の有無及び内容(ただし、通報者の情報を除く)について速やかに調査し、その調査結果を倫理委員会担当理事に報告するものとする。
- 2 通報等によって提供された情報については、通報窓口において調査することを原則とするが、必要に応じて倫理委員会又は公益財団法人日本アイスホッケー連盟通報窓口調査を依頼することができる。
  - 3 通報窓口又は他の調査担当部門における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。
  - 4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

#### (調査結果の通知等)

- 第8条 調査担当部門は、通報等を受け付けた通報窓口は、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。
- 2 調査担当部門から調査結果について通知を受けた通報窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

第9条 前条の調査結果が重大である場合には、倫理委員会担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じ倫理委員会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

- 2 すべての調査結果は会長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
- 3 通報者が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。
- 4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第10条 通報等を受けた通報窓口及び調査担当部門は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部門内において記録・保管するものとする。

- 2 通報等を受けた通報窓口、調査担当部門又は倫理委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。
- 3 役職員・会員等は、通報窓口、調査担当部門に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益の禁止)

第11条 役職員・会員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(懲戒等)

第12条 第5条第2項(5)に規定する誹謗中傷を行った場合、第10条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合又は第11条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処す。

(通報窓口の周知)

第13条 本連盟は役職員・会員等に対して、通報窓口に関する内容についてホームページ等を利用して周知徹底を図るものとする。

(改 廃)第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(別 表)

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

1	法令に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く)
2	本連盟の役職員等、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為
3	本連盟の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く)
4	上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により本連盟の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為